

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 (平成25年10月3日規則第39号)

最終改正:平成30年3月30日規則第18号

改正内容:平成30年3月30日規則第18号 [平成30年4月1日]

○津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成25年10月3日規則第39号

改正

平成27年8月3日規則第42号
平成29年3月31日規則第23号
平成30年3月30日規則第18号

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成25年津市条例第32号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第9条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、産業・スポーツセンター指定管理者指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休館日)

第3条 産業・スポーツセンター（以下「センター」という。）の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項に規定する休館日のほか、サオリーナのプールにあっては、毎月の第2火曜日を休館日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第4条 センターを使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第5条 条例第14条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、別表に掲げる申請期間内に、産業・スポーツセンター使用（使用変更）許可申請書（第2号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、同表に掲げる申請期間前においても許可申請書を提出することができる。

2 次に掲げる施設の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

- (1) メッセウイング・みえ（会議室及び特別会議室を除く。）
- (2) サオリーナ（プール、トレーニングルーム及びフリーウエイトルームを除く。）
- (3) 三重武道館

3 第1項の規定にかかわらず、一般公開日における個人使用並びにトレーニングルーム及びフリーウエイトルームの使用については、別に定める方法により使用の許可を申請することができる。この場合において、当該申請は、前条に規定する使用時間の終了1時間前までにしなければならない。

(使用許可)

第6条 指定管理者は、前条第1項及び第2項の規定による申請により使用を許可したときは、産業・スポーツセンター使用（使用変更）許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第3項の規定による申請により使用を許可したときは、個人使用券（第3号様式の2）を交付するものとする。

3 前2項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、常に許可書又は個人使用券を所持し、職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その

許可を受けなければならない。ただし、第5条第3項の規定による申請に係る使用許可の内容の変更については、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第8条 使用者は、センターの使用許可の取消しを受けようとするときは、産業・スポーツセンター使用許可取消届(第4号様式)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、第5条第3項の規定による申請に係る使用許可の取消しについては、この限りでない。

(引続使用の制限)

第9条 センターの施設及び設備器具は、引き続き30日を超えて使用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免申請)

第10条 条例第17条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、産業・スポーツセンター利用料金減免申請書(第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第18条ただし書の規定による利用料金の還付については、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第18条第1号の規定に該当するときは、既納の利用料金の全額を還付する。

(2) 条例第18条第2号の規定に該当するときは、既納の利用料金に指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める割合を乗じて得た額を還付する。

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、産業・スポーツセンター利用料金還付申請書(第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 感染性の疾病のある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第13条 使用者その他センターを利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。

(3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

(4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

(6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) その他管理上必要な指示に従うこと。

2 使用者は、センターの各施設を専用して使用する場合には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。

(2) センター内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置すること。

(3) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

(届出)

第14条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第15条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成27年8月3日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 附則第4項の規定 平成27年8月5日

(3) 第3条ただし書を削り、同条に2項を加える改正規定、第5条に1項を加える改正規定、第6条第1項の改正規定(「前条」を「前条第1項」に改める部分に限る。)、第6条に2項を加える改正規定、第7条にただし書を加え

る改正規定、第 8 条にただし書を加える改正規定及び第 3 号様式の次に 1 様式を加える改正規定 平成29年10月 1 日
(経過措置)

- 2 前項第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の第 7 条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは、「センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」とする。
- 3 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 4 施行日前におけるサオリーナ及び三重武道館並びに条例別表第 7 に掲げる施設の使用に係る手続は、市長が行うものとする。

附 則（平成29年 3 月31日規則第23号）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成30年 3 月30日規則第18号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

施設	使用事業	申請期間
メッセウイング・みえ	展示場全体を使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業 1 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業 2 入場料等を徴収する事業 3 国、三重県又は本市の主催又は共催事業	使用しようとする日の属する月の36月前の月の初日から当日まで
	1 展示場全体を使用する事業 2 展示場を3分の2以上使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業 (1) 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業 (2) 入場料等を徴収する事業 (3) 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う産業振興団体の主催又は共催事業 3 国、三重県又は本市の主催又は共催事業	使用しようとする日の属する月の24月前の月の初日から当日まで
	上記以外の事業	使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から当日まで
サオリーナ及び三重武道館	サオリーナのメインアリーナ全体を使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業 1 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業 2 入場料等を徴収する事業 3 国、三重県又は本市の主催又は共催事業	使用しようとする日の属する月の36月前の月の初日から当日まで
	1 国、三重県又は本市の主催又は共催事業 2 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行うスポーツ振興団体（以下「スポーツ振興団体」という。）の主催又は共催事業 3 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う公共的団体（以下「公共的団体」という。）の主催又は共催事業 4 本市の区域内に所在する保育所、特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は義務教育学校が行う事業（中学校又は義務教育学校のクラブ活動を除く。） 5 一般財団法人三重県武道振興会の主催又は共催事業（三重武道館において行われるものに限る。）	使用しようとする日の属する月の24月前の月の初日から当日まで
	1 スポーツ振興団体に加盟し、若しくはスポーツ振興団体を構成する団体又はこれに類する団体の主催事業 2 公共的団体に加盟し、若しくは公共的団体を構成する団体又はこれに類する団体の主催事業 3 指定管理者の主催事業 4 三重県内に主たる事務所を有し、かつ、三重県内において活動を行う武道振興団体が主催する県規模以上の事業（三重武道館において行われるものに限る。）	使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から当日まで
	上記以外の事業	使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から当日まで
レストランスペース及びテナントスペース	全ての事業	使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から当日まで
屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）及びその他指定	全ての事業	使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日から当日まで

管理者が使用を認める場所		
--------------	--	--

〔備考〕

同一の事業により、複数の施設の使用許可を受けようとする場合にあっては、施設ごとの申請期間にかかわらず、使用許可を受けようとする施設のうち、最初に申請期間の到来する施設に係る許可申請書の提出時において、使用許可を受けようとする全ての施設に係る許可申請書の提出を行うことができる。

第1号様式 (第2条関係)
第1号様式 (第2条関係)

産業・スポーツセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

所在地

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

産業・スポーツセンターに係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 産業・スポーツセンターの管理に係る事業計画書
- (2) 産業・スポーツセンターの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書 (法人に限る。)
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類


第3号様式 (第6条—第8条関係)

第3号様式 (第6条—第8条関係)

産業・スポーツセンター使用 (使用変更) 許可書

年 月 日

(氏 名) 様

津市産業・スポーツセンター指定管理者 

年 月 日付けで申請のあった産業・スポーツセンターの 使用 変更 に

ついて、次のとおり許可します。

行 事 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 まで
う ち 準 備 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 まで
う ち 撤 去 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 まで
入 場 予 定 人 員	
対 象 者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	1 施設【 】使用区分 () 2 施設【 】使用区分 () 3 施設【 】使用区分 () 4 施設【 】使用区分 () 5 施設【 】使用区分 ()
使 用 す る 設 備 器 具	有 (別紙のとおり) 無
冷 暖 房	要 不要
共 催 ・ 後 援	
入 場 料 等 の 徴 収	有 無
駐 車 場 使 用 予 定 台 数	台
使 用 内 容 の 公 表	希望する 希望しない

第3号様式の2 (第6条関係)

第3号様式の2 (第6条関係)

個人使用券

(1) 個人使用券

(表)

No. _____	No. _____
産業・スポーツセンター (使用区分) 個人使用券	産業・スポーツセンター (使用区分) 個人使用券
	(市章)
年 月 日	年 月 日
	<ul style="list-style-type: none">・本券の発行をもって領収に代えます。・本券は、1人につき1枚、当日限り有効です。
_____ 円	_____ 円
	津市産業・スポーツセンター指定管理者

(裏)

	<ul style="list-style-type: none">・使用に際しては、本券を常に所持してください。・許可された使用目的以外に使用しないでください。・退場の際は、係員に本券を提示してください。
	津市産業・スポーツセンター指定管理者

(2) 個人使用回数券

(表)

No. _____	No. _____
産業・スポーツセンター (使用区分) 個人使用回数券	産業・スポーツセンター (使用区分) 個人使用回数券
有効期間	(市章)
年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日
_____ 円	_____ 円
	津市産業・スポーツセンター指定管理者

(裏)

	<table border="1"><tr><td>回</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>回</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	回	1	2	3	4	5	6	印							回	7	8	9	10	11	12	印						
回	1	2	3	4	5	6																							
印																													
回	7	8	9	10	11	12																							
印																													
	<ul style="list-style-type: none">・使用に当たっては、入場の際、係員に本券を提示してください。係員が押印します。・使用に際しては、本券を常に所持してください。																												
	津市産業・スポーツセンター指定管理者																												

第4号様式 (第8条関係)

第4号様式 (第8条関係)

産業・スポーツセンター使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市産業・スポーツセンター指定管理者

(〒)

住 所

申請者 団体名

氏 名 (代表者)

電 話

次のとおり産業・スポーツセンターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

使用許可年月日 及び許可番号	
取消しに係る 行 事 名	
取消しに係る 使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 ^前 後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 ^前 後 時 分まで
取消しを受けようと す る 理 由	

第5号様式 (第10条関係)

第5号様式 (第10条関係)

産業・スポーツセンター利用料金減免申請書

年 月 日

(宛先) 津市産業・スポーツセンター指定管理者

(〒)

住所
申請者 団体名
氏名 (代表者)
電話

次のとおり産業・スポーツセンターの利用料金の減額除を受けたいので申請します。

行 事 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 ^前 後 時 分 から 年 月 日 (曜) 午 ^前 後 時 分 まで
減 免 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 率	減 免 金 額	差 引 利 用 料 金	備 考
円	%	円	円	

